

誰にでもやさしい沖縄 誰もが笑顔になれる旅

～ 沖縄県の観光バリアフリーの取り組みに注目～

平成19年に国内で初めて「観光バリアフリー宣言」を行った沖縄県では、「誰もが安心して楽しめるやさしい観光地」を目指し、県全体でさまざまな取り組みを推進しています。平成27年からは、「誰もが生き生き観光まちづくり事業（沖縄県文化観光スポーツ部観光整備課）」をスタートし、県内の受入環境の整備を進めています。旅行に行くことに不安を感じている人も、旅行をあきらめてしまった人も、きっと沖縄に行きたくなくなる、沖縄県内での継続的な取り組みをご紹介します。

一人ひとりに必要な配慮を

講師 上間 清香さん



この日は、ホテル、航空会社、民間企業、行政職員など約40名が参加。まず沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 広域相談専門員の上間清香さんによる「沖縄県共生社会条例」についての講義がありました。国が制定した「障害者差別解消法」を踏まえ、国が



講師 桐原 好枝さん

この日は、ホテル、航空会社、民間企業、行政職員など約40名が参加。まず沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 広域相談専門員の上間清香さんによる「沖縄県共生社会条例」についての講義がありました。国が制定した「障害者差別解消法」を踏まえ、国が

障害を正しく理解し一緒に考えてみる あきらめず工夫する 当事者講師として登壇したのは視覚障害者の桐原好枝さん。盲導犬ルーと君とともに参加者と交流を深め「盲導犬はハーネスを着けているときは「任事中」、急に声をかけたり、触ったりすることは避けて」と理解を呼び掛けました。

沖縄に来たすべての人に楽しんでもらうために何ができるかをともに考える、熱意にあふれたセミナーでした。

実践では参加者が交代で高齢者疑似体験キットを装着し、障害者や高齢者がどんなときに困るのかを実体験。「見えづらいことがこんなにストレスになるとは」「少し歩いただけのものすごく疲れた」など多くの気付きがありました。終了後も車いすへの移乗や、マリンスポーツにおけるサポート方法など具体的な相談をする参加者に、豊富な現場経験から丁寧な回答する親川さん。



あつたかい沖縄へ めんそーれ

専門家と当事者から講義と実践で学ぶセミナーを開催

観光に携わる人たちが 障害者への対応を学ぶ



沖縄県では、高齢者、障害者、外国人、小さな子ども連れの家族など、多様なニーズに対応する質の高い観光を実現するために、さまざまな受け入れ態勢の整備を推進しています。その一環として開催しているのが、宿泊、飲食、土産物店、観光施設などの観光事業に携わる人々を対象とした「観光バリアフリーセミナー」。7月21日に那覇市内で開催されたセミナー

「消法」より2年も早く、平成26年に施行されたこの条例は「すべての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会の実現を目指し」制定されたもの。障害を理由にサービス提供を断つてはいけないことや、合理的配慮とはどのようなことかなどを、具体的な事例をあげわかりやすく解説。真剣に聞き入る参加者の姿がありました。

「実践では参加者が交代で高齢者疑似体験キットを装着し、障害者や高齢者がどんなときに困るのかを実体験。「見えづらいことがこんなにストレスになるとは」「少し歩いただけのものすごく疲れた」など多くの気付きがありました。終了後も車いすへの移乗や、マリンスポーツにおけるサポート方法など具体的な相談をする参加者に、豊富な現場経験から丁寧な回答する親川さん。

「消法」より2年も早く、平成26年に施行されたこの条例は「すべての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会の実現を目指し」制定されたもの。障害を理由にサービス提供を断つてはいけないことや、合理的配慮とはどのようなことかなどを、具体的な事例をあげわかりやすく解説。真剣に聞き入る参加者の姿がありました。

「消法」より2年も早く、平成26年に施行されたこの条例は「すべての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会の実現を目指し」制定されたもの。障害を理由にサービス提供を断つてはいけないことや、合理的配慮とはどのようなことかなどを、具体的な事例をあげわかりやすく解説。真剣に聞き入る参加者の姿がありました。

「消法」より2年も早く、平成26年に施行されたこの条例は「すべての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会の実現を目指し」制定されたもの。障害を理由にサービス提供を断つてはいけないことや、合理的配慮とはどのようなことかなどを、具体的な事例をあげわかりやすく解説。真剣に聞き入る参加者の姿がありました。

「消法」より2年も早く、平成26年に施行されたこの条例は「すべての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会の実現を目指し」制定されたもの。障害を理由にサービス提供を断つてはいけないことや、合理的配慮とはどのようなことかなどを、具体的な事例をあげわかりやすく解説。真剣に聞き入る参加者の姿がありました。

さまざまな旅をサポート！ しょうがい者・こうれい者 観光案内所

TEL 098-858-7760 FAX 098-857-9058
HP <http://barifuri-okinawa.org/Bfourcenter/>

沖縄県では全国の空港に先駆け那覇空港に平成19年、「しょうがい者・こうれい者観光案内所」を開設。平成25年には那覇国際通りに第2の案内所をオープンし、車いすやベビーカーなどの貸し出し、バリアフリー対応の観光地や宿泊施設の案内など、誰もが安心して快適な沖縄の旅を楽しむようサポートしている。「どんなご相談にもノーとはいいたくない」と力強く語る空港案内所の長尾久美子さん。「事前の電話相談で不安なことをお聞きし、どうすればストレスを減らせるか、ご希望に添えるかを一緒に工夫したい」と、国際通り案内所の仲間正子さん。旅をあきらめてしまった方もぜひ一度、ご相談を！



食物アレルギーにも対応！ アレルギー対応 沖縄サポートデスク

TEL・FAX 098-996-2285
HP <http://okialle.or.jp/>

沖縄県では、食物アレルギーのあるお子さんと家族にも、安心して旅を楽しんでもらうためにさまざまなサポートを行っている。迎え入れる事業者のアレルギー対応支援の一環として開催されたモニターツアーでは、10品目のアレルゲン除去メニューで対応。「毎回試行錯誤なので、笑顔で食べてくれるとうれしい」と、南城市のもずくそば店「くんなと」店長の嶺井伸也さん。ユインチホテル南城の料理長 秋吉 実さんは「「ここにあるものはなんでも食べていいよ」と言えれば親御さんのストレスも減る。お子さんも外食を楽しめて、沖縄の思い出がひとつ増えれば」と、スタッフと夕食ビュッフェに料理を並べながら話した。



同日、沖縄市内の「沖縄こどもの国」を、車いすのアドバイザー仲根建作さんが訪問。沖縄市のプロジェクトとして、「日本ユニーク動物園」を目指し進行中の、同施設リニューアル

「沖縄こどもの国」拡張計画の目玉はバリアフリー設計のライオン舎（2018年春オープン予定）



飲食店や宿泊施設でスタッフの対応方法を具体的にアドバイス

「消法」より2年も早く、平成26年に施行されたこの条例は「すべての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会の実現を目指し」制定されたもの。障害を理由にサービス提供を断つてはいけないことや、合理的配慮とはどのようなことかなどを、具体的な事例をあげわかりやすく解説。真剣に聞き入る参加者の姿がありました。

「消法」より2年も早く、平成26年に施行されたこの条例は「すべての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会の実現を目指し」制定されたもの。障害を理由にサービス提供を断つてはいけないことや、合理的配慮とはどのようなことかなどを、具体的な事例をあげわかりやすく解説。真剣に聞き入る参加者の姿がありました。



「消法」より2年も早く、平成26年に施行されたこの条例は「すべての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会の実現を目指し」制定されたもの。障害を理由にサービス提供を断つてはいけないことや、合理的配慮とはどのようなことかなどを、具体的な事例をあげわかりやすく解説。真剣に聞き入る参加者の姿がありました。

「消法」より2年も早く、平成26年に施行されたこの条例は「すべての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会の実現を目指し」制定されたもの。障害を理由にサービス提供を断つてはいけないことや、合理的配慮とはどのようなことかなどを、具体的な事例をあげわかりやすく解説。真剣に聞き入る参加者の姿がありました。

「消法」より2年も早く、平成26年に施行されたこの条例は「すべての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会の実現を目指し」制定されたもの。障害を理由にサービス提供を断つてはいけないことや、合理的配慮とはどのようなことかなどを、具体的な事例をあげわかりやすく解説。真剣に聞き入る参加者の姿がありました。



当事者や専門家の アドバイザーを派遣

アドバイザー 仲根 建作さん 特定非営利活動法人 沖縄県脊髄損傷者協会 理事長

